

石川県公報

令和4年10月25日

第13552号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告示		選挙管理委員会	
○漁業災害補償法第118条第1項の規定による加入区の設定	(水産課) 1	○政治団体の届出の公表	2
○第72回石川県准看護師試験公告	(医療対策課) 1	○政治団体の届出事項の異動の届出の公表	3
○令和4年度毒物劇物取扱者試験公告	(薬事衛生課) 2	○政治団体の解散の届出の公表	3
		○資金管理団体の届出の公表	4
		○資金管理団体の届出事項の異動の届出の公表	4
		○中能登町議会議員選挙の選挙の効力及び当選の効力に関する審査申立てに関する裁決	4

告示

石川県告示第406号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第118条第1項の規定による加入区(単位漁業区域)を次のように定める。

令和4年10月25日

石川県知事 馳 浩

加入区の名称	単位漁場区域	養殖共済の対象とする養殖業の種類
西海加入区	区第6号漁業権の漁場の区域	小割り式さけ・ます養殖業

公告

第72回石川県准看護師試験公告

保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第18条の規定により、第72回石川県准看護師試験を次のとおり実施する。

令和4年10月25日

石川県知事 馳 浩

1 試験日

令和5年2月14日(火)

2 試験科目

人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護

3 試験時間

午後1時30分から午後4時まで

4 試験場所

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県庁

5 出願に関する書類の受付期間

令和4年12月12日(月)から同月16日(金)までとする。郵送の場合は、同日まで(必着)に提出されたものに限って受け付ける。

- 6 出願に関する書類の請求及び提出先
〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県健康福祉部医療対策課管理・看護グループ
電話番号 076-225-1431(直通)

- 7 その他
この試験の詳細については、石川県健康福祉部医療対策課へ問い合わせること。

令和4年度毒物劇物取扱者試験公告

毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第8条第1項第3号の規定により、令和4年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

令和4年10月25日

石川県知事 馳 浩

- 1 試験の日時
令和5年2月10日(金)午後1時から午後4時30分まで
- 2 試験会場
金沢市鞍月2丁目1番地
石川県地場産業振興センター
- 3 出願に関する書類の受付期間
令和4年11月28日(月)から同年12月12日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)
- 4 出願に関する書類の提出先
(1) 金沢市に居住する者
石川県健康福祉部薬事衛生課
(2) 金沢市以外に居住する者
最寄りの石川県保健福祉センター又は石川県健康福祉部薬事衛生課
- 5 その他
試験実施案内等の請求、詳細な点についての問合せ等は、最寄りの石川県保健福祉センター又は石川県健康福祉部薬事衛生課へすること。

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第113号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和4年10月25日

石川県選挙管理委員会

(政党の支部)

国会議員関係政治団体以外の政党支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
参政党石川第2支部	今井雅人	加藤善司	加賀市大聖寺鉄砲町24-1	○	令和4年9月7日

(政党の支部以外のその他の政治団体)

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
松本ゆりこ後援会	松本由理子	松本誠	羽咋郡宝達志水町敷浪ハ170-48	令和4年9月13日

うだひろきと歩む会	宇 彗 裕 基	宇 彗 陽 子	金沢市泉が丘1丁目3-5 サーパス泉が丘・303号	令和4年9月14日
-----------	---------	---------	------------------------------	-----------

石川県選挙管理委員会告示第114号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年10月25日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部)

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
参政党石川第1支部	川 裕一郎	政治団体の名称	参政党石川第1支部	参政党石川支部	令和4年9月1日
		会計責任者	中 沢 直 木	倉 川 渉	令和4年9月1日
		政治団体の区分	政党の支部	その他の政治団体の支部	令和4年9月1日
		当該政党の名称	参政党		令和4年9月1日
		当該支部が一以上の市区町村又は選挙区の区域を単位として設けられる支部	○		令和4年9月1日

(政党の支部以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
横越徹後援会	横越 徹	会計責任者	奴 間 公 蕉	東 良 勝	令和4年9月1日
七尾鹿島医師連盟	安田紀久雄	主たる事務所の所在地	鹿島郡中能登町能登部下105部4番地1	七尾市下町ニ19番地1	令和4年9月5日
		代表者	安 田 紀久雄	奥 村 義 治	令和4年9月5日
		会計責任者	藤 田 晋 宏	北 村 勝	令和4年9月5日
たけごし一人後援会	武腰 一人	主たる事務所の所在地	小松市吉竹町五丁目510番地	能美市寺井町レ87番地	令和4年9月13日
夢を語る会	武腰 愛里	主たる事務所の所在地	小松市吉竹町五丁目510番地	能美市寺井町レ87番地	令和4年9月13日
久保吉彦後援会	崎田 雅一	会計責任者	久 保 いえみ	宮 本 精 一	令和4年9月20日
森川章後援会	森川 章	会計責任者	森 川 亜百合	森 川 啓 子	令和4年9月21日
木戸なおみ後援会	木戸奈諸美	主たる事務所の所在地	七尾市矢田町2号41-4	七尾市上府中町七部10-3	令和4年9月26日
塚本まさひと後援会	谷口 守	主たる事務所の所在地	羽咋郡宝達志水町所司原ヤ45番地	羽咋郡宝達志水町所司原フ126番地	令和4年9月27日

石川県選挙管理委員会告示第115号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年10月25日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部)

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党石川県金沢市第三十五支部	小間井 大 祐	令和4年8月31日

(政党の支部以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
参政党石川県参議院選挙区第1支部	先 沖 佐 紀	令和4年8月31日
久保吉彦後援会	崎 田 雅 一	令和4年9月20日
金沢をよくする会	浮 田 俊 彦	令和4年9月26日
石井まさし後援会	石 井 昌 志	令和4年9月30日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 116 号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和4年10月25日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

資金管理団体の届出をした者(代表者)の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
宇 冨 裕 基	金沢市議会議員 (候補者等)	うだひろきと歩む会	金沢市泉が丘1丁目3-5 サーパス泉が丘・303号	令和4年9月13日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 117 号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項第3号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年10月25日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

届出事項の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
武 腰 一 人	たけごし一人後援会	主たる事務所 の所在地	小松市吉竹町五丁 目510番地	能美市寺井町レ87 番地	令和4年9月13日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 118 号

石川県鹿島郡中能登町小竹エ部136番地家田徹から提起された令和4年6月19日執行の中能登町議会議員選挙における選挙の効力及び当選の効力に関する審査の申立てについて、令和4年10月17日、当委員会は次のとおり裁決したので、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第215条の規定により告示する。

令和4年10月25日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

裁 決 書

石川 県 鹿 島 郡 中 能 登 町 小 竹 エ 部 136 番 地

審 査 申 立 人 家 田 徹

上記審査申立人(以下「申立人」という。)から令和4年8月15日付けで提起された令和4年6月19日執行の中能登町議会議員選挙(以下「本件選挙」という。)における選挙の効力及び当選の効力に関する審査の申立てについて、石川県選挙管理委員会(以下「当委員会」という。)は次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

第1 審査申立ての要旨

申立人は、本件選挙について、令和4年7月1日付けで中能登町選挙管理委員会（以下「町委員会」という。）に対し、選挙の効力及び当選の効力に関する異議の申出を行ったところ、町委員会は同年7月26日、この異議の申出を棄却する旨の決定（以下「原決定」という。）を行った。

申立人は、原決定を不服として、これを取り消し、本件選挙の効力及び当選人のうち、笹川広美、甲部昭夫、南昭榮、坂井幸雄、土本稔及び池島和喜夫（以下「当選人」という。）の当選の効力を無効とする旨の裁決を求めている。

申立人から提出された申立書から、その理由とするとところを要約すれば、次のとおりである。

- 1 当選人は、本件選挙の改選前の任期中に不正な入札、予算及び決算等における議決の違法行為を行っていることから、立候補する資格がない。
- 2 本件選挙の改選前に議員の職に就いていた成田氏の親戚が選挙管理委員会の職員をしており、当該職員が本申出の証拠となる公文書の情報公開請求を妨害している。
- 3 候補者の戸籍謄本又は戸籍抄本の情報公開請求により、候補者の住所等が開示されないことは、公職選挙法及び憲法に違反する。
- 4 町委員会は、告示日を年金受給者である申出人が供託金を用意することができないようにという意図の基に決定したところであり、これは憲法に違反する。
- 5 町委員会は、申立人が令和4年7月13日に持参した異議の申出に関する書類の受け取り等を妨害している。
- 6 町委員会が行った原決定における教示が不当に皆無である。

なお、申立人のその他の主張は、いずれも本件選挙に関するものではないことは明らかであり、審理の対象から除外した。

第2 裁決の理由

当委員会は、申立人の本件申立てを適法なものとして認め、これを受理し、町委員会からは弁明書及び本件選挙における事実を証する書類を徴し、慎重に審理を行った。

本件申立てにおいて、申立人は「4 審査申立の趣旨」に本件選挙の効力及び当選人の当選の効力を無効とする旨を記載し、「5 審査申立の理由」に本件選挙の効力及び当選人の当選の効力に関する理由を区別しないで記載している。

このため、本件審理では、まず、申立人の主張が選挙の無効原因となり得るかを判断した上で、更に当選の効力について判断することとする。

1 選挙の効力について

およそ選挙が無効とされるのは、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第205条第1項の規定により、その選挙が選挙の規定に違反して行われ、かつ、その規定違反のために選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限られている。

「選挙の規定に違反する」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称し、選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為のごときは、これに当たるものではない。それは、かかる違法行為も多かれ少なかれ選挙の結果に影響する機会が多いであろうが、公職選挙法はその違反者を処罰することによってこれら規定事項の遵守を期待しているのであって、その違法行為のために選挙を無効として再選挙を行うことを趣旨とするものではないと解されるからである。もっとも、かような違法行為でも、そのために選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた場合には、選挙の自由公正が失われたものとして、あるいは選挙を無効としなければならないことも考えられないではない。」（最高裁判所昭和61年2月18日判決）とされている。

また、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「その違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実が生じたところと異なった結果の生ずる可能性のある場合をいうもの」（最高裁判所昭和29年9月24日判決）とされている。

当委員会は、こうした観点に立ち、申立人の主張が選挙の無効原因となり得るか否かについて、次のとおり判断する。

(1) 申立理由の1について

申立人は、当選人において本件選挙の改選前の任期中に不正な入札、予算及び決算等における議決の違法行為

があったこと及び立候補の資格がないことを主張しているものと認められるが、具体的な根拠が示されていない。

なお、町委員会からの物件提出によると、町委員会は立候補の資格を確認するにあたり、本件選挙の告示日に候補者の被選挙権の有無について、各候補者の本籍地行政機関戸籍担当部局に照会しており、その結果からは全ての候補者が法第11条又は第252条の規定による被選挙権の欠格事項に該当しないこと及び、各候補者において法第86条の8第1項の被選挙権のない者の立候補の禁止の規定に該当しないことが確認できる。

(2) 申立理由の2、3について

情報公開請求については、中能登町情報公開条例（平成30年中能登町条例第29号。以下「情報公開条例」という。）に基づき行われており、選挙の規定違反とはなり得ない。

なお、申立人が行った令和4年6月16日に候補者の戸籍謄本又は戸籍抄本を含めた本件選挙に係る行政情報の開示請求に対して、町委員会は7月14日に個人に関する情報及び内部協議に関する情報を除いて開示する旨を通知し、開示がなされていることから、申立人の主張には理由がない。

(3) 申立理由の4について

町議会議員の任期満了による一般選挙は、法第33条第1項において、その任期が終わる日の前30日以内に行うとされており、その期日の告示は、同条第5項第5号において、少なくとも5日前にしなければならないと規定されている。本件選挙の期日及びその期日の告示ともに本要件を満たしており、選挙の規定に違反しない。

(4) 申立理由の5について

町委員会は、申立人から本件選挙の異議申出書を令和4年7月1日付けで適正に受理している。

なお、申立人が町委員会を含む中能登町の複数機関に持参した令和4年7月13日付の異議の申出に関する書類とは、法第202条又は第206条に規定される異議の申出に関する書類ではなく、情報公開条例に基づき決定された処分に対する不服がある者ができる行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）第2条の規定による審査請求に関する書類であり、選挙の規定違反とはなり得ない。

(5) 申立理由の6について

法第202条又は第206条に規定される異議の申出に基づき町委員会が行った原決定において、その決定に対する不服がある者は、当委員会に審査を申し立てることができることと教示がないことについては、法に規定はなく、行審法の準用を定める法第216条第2項においても、当該教示を規定する行審法第82条を準用していない。このため、教示に関する記載がないことは選挙の規定に違反しない。

以上のとおり、本件選挙における申立人の主張は、選挙の無効原因に該当しない。

2 当選の効力について

当委員会は、前述のとおり、申立人の主張が選挙の無効原因に該当しない旨判断したことから、選挙が有効に行われたことを前提として、当選の効力について判断する。

およそ当選の効力に関する争訟においては、「当選無効は当該選挙が有効に行われたことを当然の前提とするものであるところ、その原因となり得べき違法事由には、当該当選人決定についての違法即ち、当選人を決定した機関の構成や決定手続の違法、各候補者の有効得票数の算定の違法、当選人となり得る資格の有無の認定に関する違法等のみがこれに当たるものと解するのが相当である。」（名古屋高等裁判所平成4年12月17日判決）とされている。

よって、当選の効力に関する争訟における当選無効原因としての違法事由は、当選人決定についての違法事由のみに限られていると解されているところである。本件選挙の当選人決定にあたり、町委員会は本件選挙の告示日に候補者の被選挙権について、欠格事項に該当しないこと及び、被選挙権のない者の立候補の禁止の規定に該当しないことを確認した上で、選挙期日の翌日に選挙会を開催し、当選人の当選を決定したことから、申立人の主張は、既に述べた当選争訟における当選の無効原因のいずれにも該当しない。

以上のことから、本件選挙における申立人の主張は、選挙の無効原因及び当選の無効原因にも該当しないことから、申立人の異議の申出を棄却した町委員会の決定に誤りはない。

よって、当委員会は主文のとおり決定する。

令和4年10月17日

石川県選挙管理委員会

委員長 坂 井 美 紀 夫